

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号、第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成16年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成17年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成18年3月30日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うこ</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号、第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成16年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成17年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成18年3月30日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うこ</p>

とができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

とができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月25日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。